

八 農 振 第 280 号
令 和 6 年 3 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八雲町長 岩村 克詔

市町村名 (市町村コード)	八雲町 (01346)
地域名 (地域内農業集落名)	浜松～桜野 地区 (浜松1区、浜松2区、浜松3区、山越、野田生1区、野田生2区、野田生4区、野田生5区、桜野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第1回) 令和6年3月6日

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、乳牛・肉用牛の飼養、水稻、畑作等多様な経営が行われている。当地区では農業者が減少しているが、大部分の農地を地域内の農業者及び法人が耕作している。今後は分散した圃場の集約を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き牧草・デントコーンなどの飼料用作物及び水稻を中心に農地利用を行う。分散圃場の解消のため、農地の集約に向けた取り組みを進める。鳥獣による被害が大きく、対策への取り組みを検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,219 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,086 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内として担い手への経営意向を踏まえ農地バンクに貸し付けを進め、段階的に集約化する。

（３）基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、今後農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、地域内外から経営体等の受入れに尽力する。また、営農や栽培に係る相談補助や農地のあっせん（売買・貸付）などの支援にも取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

それぞれの経営者が用途によって委託事業等を活用することにより、地域全体の農作業効率改善を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】